

昭和四十九年通商産業省令第十八号

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）に基づき、並びに同法を実施するため、通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基準及び販売の制限（第三条・第四条）
- 第三章 事業の届出等（第五条―第二十二号）
- 第四章 検査機関の登録（第二十三号―第二十七号）
- 第五章 国内登録検査機関（第二十八号―第三十二号）
- 第六章 外国登録検査機関（第三十三号―第三十七号）
- 第七章 雑則（第三十八号―第五十一号）

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（適用）

第二条 この省令は、特定製品のうち令別表第一に掲げるもの及び令別表第二に掲げるものについて適用する。

第二章 基準及び販売の制限

（技術上の基準）

第三条 法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

（販売等に係る例外の届出等）

第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十七条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2 法第四条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る特定製品の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。

第三章 事業の届出等

（特定製品の区分）

第五条 法第六条の主務省令で定める特定製品の区分は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げるとおりとする。

（事業の届出）

第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。）に提出しなければならない。

（型式の区分）

第七条 法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。

る。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（承継の届出）

第八条 法第七条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

四 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 法第七条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて、届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面

二 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

三 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

四 法第七条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第七条第二項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書

第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（廃止の届出）

第十一条 法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（届出事項に係る情報の提供）

第十二条 法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 請求をしようとする情報の概要

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条 法第十一条第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第二項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十四条 法第十一条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第十一条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行った特定製品の数量

五 検査の方法

六 検査の結果

3 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十五条 法第十一条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十二条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(法第六条第四号の措置の基準)

第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

(証明書と同等なもの)

第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた法第十二条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面

二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの

(法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるもの)

第十八条 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(適合性検査の方法)

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(法第十二条第二項の主務省令で定める基準)

第二十条 法第十二条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表第三の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の検査設備の基準の欄に掲げるもの

二 別表第四の品質管理に関する事項の欄に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に掲げるもの

(証明書の記載事項)

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の名称

二 申請者の氏名又は名称及び住所

三 特別特定製品の型式の区分

四 特別特定製品の製造番号及び製造期間（法第十二条第一項第一号に係るものに限る。）

五 特別特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者にあつては、当該特別特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

六 検査の方法

七 法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八 証明書の交付年月日

(表示)

第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一 別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示

二 別表第五第一号、第二号、第四号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示

第四章 検査機関の登録

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

一 乳幼児用ベッド

二 携帯用レーザー応用装置

三 浴槽用温水循環器

四 ライター

(登録の申請)

第二十四条 法第十六条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請者が法第十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面

三 申請者が法第十八条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第二十五条及び第二十六条 削除

(登録の更新の手続)

第二十七条 法第十九条第一項の規定により、国内登録検査機関又は外国登録検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

第五章 国内登録検査機関（事業所の変更の届出）

第二十八条 国内登録検査機関は、法第二十一条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第二十九条 国内登録検査機関は、法第二十一条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十二による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十二條第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項は、次のとおりとする。

一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項

- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項
- 八 適合性検査の方法に関する事項
- 九 他の事業者による適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容
- 十 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項
(業務の休廃止)

第三十条 国内登録検査機関は、法第二十三条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十条の二 法第二十四条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十四条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
(帳簿)

第三十一条 法第二十八条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 適合性検査の申請を受けた年月日
- 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分
- 四 適合性検査を行つた特別特定製品の品名並びに構造、材質及び性能の概要
- 五 適合性検査を行つた年月日
- 六 適合性検査を実施した検査員の氏名
- 七 適合性検査の概要及び結果

2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特別特定製品ごと及び法第十二条第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。

3 法第二十八条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、記載の日から三年とする。
(電磁的方法による保存)

第三十二条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十八条(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六章 外国登録検査機関

第三十三条 削除

(国内登録検査機関に係る規定の準用)

第三十四条 第二十八条から第三十二条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十八条中「法第二十一条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二

十一条」と、第二十九条中「法第二十二条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十二条」と、第三十条中「法第二十三条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十三条」と、第三十一条中「法第二十八条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十八条」と読み替えるものとする。

(旅費の額)

第三十五条 令第九条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号に規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第三十六条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第三十七条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 主務大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第七章 雑則

(立入検査の証明書)

第三十八条 法第四十一条第五項の規定により機構の職員が同条第一項又は第二項の規定による立入検査をする場合及び同条第七項の規定により機構の職員が同条第三項の規定による立入検査をする場合における同条第十一項の証明書は、様式第十四によるものとする。

(聴聞の参考人)

第三十九条 聴聞の主事者は、必要があると認めるときは、行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

(聴聞の期日又は場所の変更)

第四十条 行政庁が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知をした場合(同条第三項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人(その時までに行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人(その時までに前条の求めを受諾している者に限る。)に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第四十一条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、自らを利害関係人として当該聴聞手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続）

第四十二条 行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」と総称する。）は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じ必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じ必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（行政手続法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名及び変更）

第四十三条 行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 行政庁は、行政手続法第十五条第一項の書面においては、同項各号列記の事項に加えて、聴聞の主宰者の氏名及び職名を教示しなければならない。

3 行政庁は、職権により、主宰者を変更することができる。

4 主宰者が行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、行政庁は、速やかに、主宰者を変更しなければならない。

5 行政庁は、前二項の規定により主宰者を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時まで行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人（その時まで第三十九条の求めを受諾している者に限る。）に通知しなければならない。

（聴聞事務補助者）

第四十四条 主宰者は、聴聞事務補助者を指名し、聴聞の期日における審理にこれを出席させ、聴聞の主宰に関する事務を補助させることができる。

2 行政手続法第十九条第二項の規定は、聴聞事務補助者について準用する。

（補佐人の出頭許可の手続）

第四十五条 行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、行政手続法第二十二條第二項（行政手続法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭せよとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとなる。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第四十六条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述又は証拠書類等の提出を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他適当な措置を採ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第四十七条 行政庁は、行政手続法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するものとする。この場合において、行政庁は、当事者、参加人（その時まで行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人（その時まで第三十九条の求めを受諾している者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 前項前段の規定は、法令の規定により聴聞の期日における審理を公開とするものについて準用する。

（陳述書の提出の方法）

第四十八条 行政手続法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第四十九条 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項及び第三項において「当事者等」と総称する。）並びに参考人（行政庁の職員であるものを除く。）の氏名及び住所並びに参考人（行政庁の職員であるものに限る。）の氏名及び職名

五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人については出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び参考人の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等の標目

八 その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見

三 前号の意見についての理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第五十条 行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（適合性検査についての申請）

第五十一条 法第五十一条第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十一条第四項において準用する同条第一項の規定による申請に準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月七日通商産業省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年六月七日通商産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年二月二五日通商産業省令一二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月六日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、〇・一キログラム毎平方センチメートル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限り、）の項の改正規定並びに別表第六の改正規定については、公布の日から起算して一月を経過する日から施行する。

附 則（昭和五四年二月七日通商産業省令第一一三三号）

この省令は、昭和五十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年六月一日通商産業省令第三二二号）

この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一及び別表第六中金属製バット（野球用又はソフトボール用のものに限り、）の項の改正規定並びに別表第一及び別表第六中登山用ロープ（身体確保用のものに限り、）の項の改正規定 昭和五十六年九月一日

二 別表第一及び別表第六中ローラスケート（前部及び後部にそれぞれ二個の車輪を並列に取り付けたものに限り、かつが装着される部分の最大の長さが十八センチメートル未満のもので車輪にベアリングを用いていないものを除く、）の項の改正規定並びに別表第七の改正規定 昭和五十六年十二月一日

附 則（昭和五十八年一月六日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年七月三〇日通商産業省令第三九号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五十八年一〇月二八日通商産業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年二月一〇日通商産業省令第九二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年二月一五五五通商産業省令第九九号）

この省令は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和六一年五月三〇日通商産業省令第二五五号）

この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く、）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四三三三号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月五五五五通商産業省令第六六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一九日通商産業省令第五五五号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五八八号）

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九三三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日農林水産省・通商産業省令第五五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年九月二六日通商産業省令第一九五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

（処分等の効力）

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとする。

附 則（平成二二年二月一八日通商産業省令第三八六六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二三年一月三一日経済産業省令第六六六号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の規定による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一の五、携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を基準に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限り、）の項の技術上の基準の欄中「（一）⑤の要件は、この省令の施行の日から三月間は、適用しない。」の施行令（昭和四十九年政令第四八八号）別表第二の二の項の上欄に掲げる特別特定製品（以下「追加特別特定製品」という。）に係る認定検査機関が消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第二十二條第一項の届出（同項後段の変更の届出を含む。）をする場合における新省令第二十九條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間に限り、追加特別特定製品に係る承認検査機関が法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第一項の届出（法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第一項後段の変更の届出を含む。）をする場合における新省令第三十四條において準用する新省令第二十九條第一項（新省令第三十四條において準用する新省令第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

2 この省令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間に限り、追加特別特定製品に係る承認検査機関が法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第一項の届出（法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第一項後段の変更の届出を含む。）をする場合における新省令第三十四條において準用する新省令第二十九條第一項（新省令第三十四條において準用する新省令第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

附 則（平成二三年三月二九日経済産業省令第九九三三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日経済産業省令第一一三三三号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月一日経済産業省令第一五八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年七月二日経済産業省令第一八一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年二月二六日経済産業省令第二四二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年二月二六日経済産業省令第二四二二二号）

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第五十五条の次に一条を加える改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日経済産業省令第四三三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年五月一六日経済産業省令第六六号）

（施行期日）

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。ただし、第二十三条第二号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年九月三〇日経済産業省令第一三〇号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日経済産業省令第二五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

（消費生活用製品安全法第十二条第一項に規定する認定検査機関を認定する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 消費生活用製品安全法第十二条第一項に規定する認定検査機関を認定する省令（平成十三年経済産業省令第百一十一号）
- 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項に規定する認定検査機関を認定する省令（平成十三年経済産業省令第百一十二号）
- 三 電気用品安全法第九条第一項に規定する認定検査機関等を認定又は承認する省令（平成十三年経済産業省令第百六十号）

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年四月五日経済産業省令第三六号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

附 則（平成二〇年七月二三日経済産業省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 届出事業者は、密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から一年間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄一（二）の規定を適用しないことができる。

2 密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のものについての新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から一年間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼防止装置を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼防止装置を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしなると死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第三条 届出事業者は、開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のもの製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄一（三）④及び⑤の規定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のものについての新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしなると死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第四条 届出事業者は、開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十一（一）の規定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものについての新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「給油時消火装置を有する場合にはその旨の表示又は給油時消火装置を有しない場合にはその旨及び給油時に消火をしなると火災に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

附 則（平成二二年五月二二日経済産業省令第二四四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二二年五月十九日から施行する。

（経過措置）

第二条 届出事業者は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま又は乗車用ヘルメットを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の3、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの項及び4、乗車用ヘルメットの項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二二年二月一日経済産業省令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二二年十二月二十七日から施行する。ただし、第二十三条第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の経済産業省関係特定製品の技術基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品（同法第二条第三項に規定する「特別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

附 則（平成二四年一月二〇日経済産業省令第八四号）

この省令は、平成二十四年十一月二十日から施行する。

附 則（平成二八年五月三十一日経済産業省令第七三三号）

この省令は、平成二八年五月三十一日から施行する。

附 則（平成二九年四月二八日経済産業省令第四二二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年四月二十八日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行後に製造され、又は輸入された乗車用ヘルメットに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の2、乗車用ヘルメットの項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成三〇年七月二日経済産業省令第三八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品（同法第二条第三項に規定する「特別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年十一月六日経済産業省令第八三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行後に製造され、又は輸入された石油給湯器、石油ふろがま及び石油ストーブに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年六月一日経済産業省令第三〇号）

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十三号）の施行の日（令和五年六月十九日）から施行する。

様式第1（第4条第1項、第13条関係）

様式第2（第4条第2項、第13条関係、第13条関係）

様式第2（第4条第2項、第13条関係）（平12産産令196・追加、令元経産令17・令3経産令92・一部改正）

特定製品例外承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第4条第2項第2号（第11条第1項第2号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
 - 2 承認を申請する理由
 - 3 用途
 - 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
 - 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
 - 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分
- （備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第6条関係) (平12通産令196・追加、令元経産令17・一部改正)

特定製品製造 (輸入) 事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造 (輸入) する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行
う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
- 5 消費生活用製品安全法第6条第4号の措置の内容
- (備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第8条第1項関係) (平12通産令196・追加、令元経産令17・一部改正)

特定製品製造 (輸入) 事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び 法人にあつてはそ の代表者の氏名	
	住 所	
	製造 (輸入) 事業 届出の年月日	
	製造 (輸入) する 特定製品の区分	
	当該特定製品の型 式の区分	
	当該特定製品を製 造する工場又は事 業場の名称及び所 在地 (輸入の事業 を行う者にあつて は、当該特定製品 の製造事業者の氏 名又は名称及び住 所)	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第8条第2項第1号関係）（平12通産令195・追加、令元経産令17・令2経産令99
・一部改正）

特定製品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

次のとおり特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたこと
を証明します。

1 譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
2 製造（輸入）する特定製品の区分
3 当該特定製品の型式の区分
4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行
う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
5 譲渡譲受の年月日
（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6（第8条第2項第2号関係）（平12通産令195・追加、平20経産令48・令元経産令17
・令2経産令99・一部改正）

特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名
住所

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明しま
す。

1 被相続人の氏名及び住所
2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
3 製造（輸入）する特定製品の区分
4 当該特定製品の型式の区分
5 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行
う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
6 特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名
及び住所
7 相続開始の年月日
（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 証明書は、特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として
選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第7（第8条第2項第3号関係）（平12通産令195・追加、平20経産令46・令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

特定製品製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

証明者 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
 - 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
 - 3 製造（輸入）する特定製品の区分
 - 4 当該特定製品の型式の区分
 - 5 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
 - 6 特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
 - 7 相続開始の年月日
- （備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 証明者は、2 人以上とすること。

様式第7の2（第8条第2項第5号関係）（平13経産令99・追加、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

特定製品製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名
住所

承 継 者 名称及び代表者の氏名
住所

次のとおり分割によって特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
 - 2 製造（輸入）する特定製品の区分
 - 3 当該特定製品の型式の区分
 - 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
 - 5 承継の年月日
- （備考）この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8（第9条関係）（平12通産令196・追加、令元経産令17・一部改正）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第11条関係）（平12通産令196・追加、令元経産令17・一部改正）

特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 10 （第24条、第27条関係）（平15経産令130・全改、令元経産令17・令3 経産令99・一部改正）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第16条第1項（第19条第2項において準用する同法第16条第1項）の規定により同法第12条第1項（第19条第1項）の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 適合性検査を行う特別特定製品の区分
- 2 事業所の名称及び所在地

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 11 （第28条、第34条関係）（平12通産令105・追加、平16経産令25・平19経産令36・令元経産令17・一部改正）

事業所変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第21条（第30条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 3は新設、移転又は廃止の別及びその理由を記載すること。
3 1は、変更前及び変更後を対照として記載すること。

様式第12（第29条第1項及び第2項、第34条関係）（平12通産令159・追加、平19経産令98・令元経産令17・一部改正）

業務規程（変更）届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第22条第1項（第30条第2項）の規定により、業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 1、2は業務規程の変更の届出の場合に記載すること。

様式第13（第30条、第34条関係）（平12通産令156・追加、平19経産令36・令元経産令17・一部改正）

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第23条（第30条第2項）の規定により、適合性検査の業務の全部（一部）の休止（廃止）をしたので次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）しようとする適合性検査の業務の範囲
- 2 休止（廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14（第38条関係）（平22経産令24・全改、平22経産令40・令元経産令17・一部改正）
（裏面）

第号

消費生活用製品安全法第41条第1項から第3項までの規定による

立入検査証

写
押
出
スタンプ
真

所屬及び氏名

年 月 日生

年 月 日交付

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 ㊞

（裏面）

消費生活用製品安全法第41条

（立入検査）

第41条。主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 （略）

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第3項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第3項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～10 （略）

11 第5項又は第7項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条。次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七 （略）

八 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 （略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

様式第15（第51条関係）（平12通産令195・追加、平18通産令25・平19通産令38・令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

適合性検査についての申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第51条第1項（第51条第4項）の規定により、国内登録検査機関（外国登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査の結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

1 特別特定製品の型式の区分

2 申請理由

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第16（別表第1関係）（平12通産令195・追加、平12通産令386・一部改正、平18通産令25・旧様式第28号継上・一部改正、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

略称（記号）表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称又は記号に代える事項	略 称 又 は 記 号

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第17（別表第1関係）（平14経産令25・全改、令元経産令17・一部改正）

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）	
技術上の基準	特定製品の区分
1. 本体とふたとの着脱は円滑であること。 2. 本体とふたとの組み合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力（以下「内圧」という。）が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。 3. 通常の使用状態において、蒸気の漏れ又は減圧装置や圧力調整装置の操作若しくは作動による蒸気の噴出によつて、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が使用者に直接かかるような構造となつていないこと。 2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。 （1） 本体とふたとの組み合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルとき、本体とふたとの組み合わせ部分に油を付着させた状態において、取っ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。 （2） 本体とふたとの組み合わせ方式が落としぶた方式のもの、重ねぶた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルとき、107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。 3 取っ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。 （2） 片手式のものには補助取っ手がついていること。 4 すわりは、良好であること。 5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。 6 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。 （1） 圧力調整装置のおもりは、脱着しにくい構造を有すること。 （2） 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。 7 圧力調整装置は、円滑に作動すること。 （2） 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧（以下「使用最高圧力」という。）は147.1キロパスカル以下であること。 8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧（以下「安全装置作動圧力」という。）で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。 9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。 10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。	1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がまの製品区分

乗車用ヘルメット		2	乗車用ヘルメット
1	1	(1)	届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。
		(2)	安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
2	1	(1)	ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。
		(2)	金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。
2	1	(1)	ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。
		なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.1に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。	
2	2	(2)	帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーター形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。
		(3)	帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げるものないう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。
3	1	(1)	着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。
		(2)	組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。
3	2	(3)	左右及び上下の視界が十分とれること。
		(4)	ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。
4	1	なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。	
		(5)	著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。
4	2	質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。	
		5	衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。
6	1	耐貫通性試験を行ったとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。	
		7	保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。
8	1	保持性(ロールオフ)試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。	
		9	(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
2	2	(2)	総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
乳幼児用ベッド		3	乳幼児用ベッド
1	1	(3)	安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
		2	1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。
2	1	(1)	各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。
		(2)	可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。
3	1	床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。	
		4	前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げるができない構造を有すること。
5	1	キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。	
		6	アクセサリは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。
7	1	乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。	
		8	乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。
9	1	乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。	
		10	乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
11	1	乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。	
		12	床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。
13	1	前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。	
		14	組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子はずれる等の異状が生じないこと。
15	1	前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。	
		16	床板前縁の中央部に58.8.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。
17	1	枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。	
		18	妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。
19	1	前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。	
		20	(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
2	1	(2)	安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
		1	すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。
2	2	落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。	
		6	8.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。

プ	5	レザ	用	装	置
3 セン断衝撃試験を3回行ったとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。 4 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1/2の記号が容易に消えない方法により表示されていること。 (3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指示するために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品であること。 (2) (1)のものの以外のものにあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4.3e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。 2 出力安定化回路を有すること。 3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指示するために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこと。 (2) (1)のものの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。 ① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4.3クラス分けの規則に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。 ② 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。 4 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあっては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3	1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指示するために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品であること。 (2) (1)のものの以外のものにあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4.3e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。 2 出力安定化回路を有すること。 3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指示するために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこと。 (2) (1)のものの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。 ① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4.3クラス分けの規則に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。 ② 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。 4 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあっては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3			
1 8クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4.3e)時間基準3)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。)にあつては②の注意事項を表示することを要しない。 ① レーザー光をのぞきこまない旨 ② レーザー光を人に向けてない旨 ③ 子供に使わせない旨	6 1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)～(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。 (1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。 (2) 2(1)及び(2)の毛髪(以下「試験用毛髪」という。)は、50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとすること。 (3) 試験用毛髪は、あらかじめ2分以上浴槽内の水につけておくこと。 (4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。 (5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。 (6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。 2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたつて吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。 (1) 垂直の方向 50グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪 (2) 垂直より約40度の方向 180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪) 3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 7 1 日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則(以下「JIS試験通則」という。)6.1.1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対す	6 1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)～(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。 (1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。 (2) 2(1)及び(2)の毛髪(以下「試験用毛髪」という。)は、50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとすること。 (3) 試験用毛髪は、あらかじめ2分以上浴槽内の水につけておくこと。 (4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。 (5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。 (6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。 2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたつて吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。 (1) 垂直の方向 50グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪 (2) 垂直より約40度の方向 180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪) 3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 7 1 日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則(以下「JIS試験通則」という。)6.1.1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対す			

機 湯	
る比(CO₂/CO)の測定方法(以下「石油燃焼機器のCO₂/COの測定方法」という。)による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。 2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。 (2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。 (3) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。 (4) 油温と室温との差が25度以下であること。 3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が90度以下であること。また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。 4 直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふろがま用熱交換器にあつては、この限りではない。 (1) 熱交換器内に水がないとき点火できないこと。 (2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火すること。 5 直接加熱するふろがま用熱交換器を有するものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) ふろがま用熱交換器内に水がないとき点火できないこと。 (2) ふろがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端(浴槽側)の水位に達してから10秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に火災が出たり、破損したりしないこと。 6 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.3に定める振動試験を行ったとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、170センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、10秒以内で消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。 7 JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。 8 自然通気形のものにあつては、遠隔操作(器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができないものであること。 9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 10	
(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	
ふ 油 石 8	
1 JIS試験室において、石油燃焼機器のCO₂/COの測定方法による測定値が0.01以下であること。	
ま が ろ	
2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のf)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。 (2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。 (3) 油温と室温との差が25度以下であること。 3 JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 浴槽内に水がないとき点火できないこと。 (2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管上端(強制循環式のものにあつては下部循環管下端)の水位に達してから10秒以内(ポット式にあつては5分以内)に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふろがまの外に火災が出たり、破損したりしないこと。 4 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行ったとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。 (1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内で消火すること。 (2) ポット式のものにあつては、10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、5分以内に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。 5 圧力噴霧式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。 6 自然通気形のものにあつては、遠隔操作(器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができないものであること。 7 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 8	
(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	
ブ イ ト ス 油 石 9	
1 (1) JIS試験室において、石油燃焼機器のCO₂/COの測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては0.01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0.002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0.001以下であること。 (2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置(以下「不完全燃焼防止装置」という。)を有し、次に掲げる条件に適合すること。 ① 室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後2	

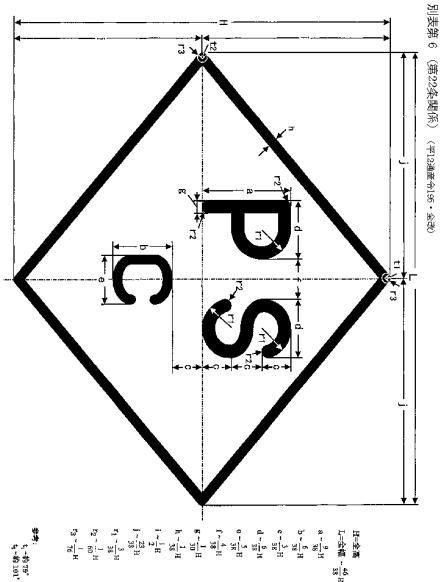
- 0秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ CO/O_2 ）が0.01を超えないこと。ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。
- ② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- ③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。
- ④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。
- （3） 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。
- ① JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ CO/O_2 ）が0.003を超えないこと。
- ② JIS試験通則44.2に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、石油燃焼機器の CO/O_2 の測定方法による測定値が0.003を超えないこと。
- ③ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- ④ 不完全燃焼通知機能を有すること。
- ⑤ 再点火防止機能を有すること。
- 2 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則50.に定める排気筒外れによる安全性試験を行ったとき、排気筒が外れてから30秒以内に灯油を遮断し、遮断後20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。
- 3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- （1） 燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどがないこと。
- （2） 燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。
- （3） 燃焼用二次空気管の材質は日本産業規格S20031（2009）密閉式石油ストーブの表5-1材料に定める金属であること。
- 4 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe）、f）及びi）に定める各部の温度上昇試験、6.4に定める温風温度の測定並びに6.5に定める熱気温度の測定を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- （1） 機器下面の木台の表面温度が45度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に3センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。
- （2） 機器周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。
- （3） 機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。
- （4） 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。

- （5） 油温と室温との差が25度以下であること。
- （6） 強制対流形のものにあつては、温風温度が80度以下であること。
- （7） 密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が150度以下であること。
- 5 開放燃焼式のもので自然通気形のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則8.に定めるしん調節器最大燃焼試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- （1） すずを伴う煙が生じないこと。
- （2） 機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。
- 6 開放燃焼式のものにあつては、JIS試験通則13.3に定める転倒消火試験を行ったとき、10秒以内で消火すること。
- 7 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則15.1に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、次の条件に適合すること。
- （1） 過熱防止装置が作動し、20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。
- （2） 給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が100度を超える前に消火すること。
- （3） 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が150度を超える前に消火すること。
- 8 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則16.に定める耐半閉そく性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- （1） 過熱防止装置が作動したときは、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度（ガーゼ表面）は180度を超えないこと。
- （2） ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。
- 9 JIS試験室（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が20度H5度）において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行ったとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、19.5センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の（1）又は（2）に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。
- （1） 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内で消火すること。
- （2） 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。
- 10 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室で、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。
- 11 開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- （1） JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量の1割まで灯油を入れ、機器を点火してから30分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分30秒以内で消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。
- （2） 気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まつたことが音、目視又は感触で確認できること。
- （3） JIS試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を5000回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンク

[illegible][illegible]

8	石油ふろがま	石油ふろがまの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
11	磁石製娯楽用品	磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
12	吸水性合成樹脂製玩具	吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

別表第6（第22条関係）



別表第7（第22条関係）

